

盛岡広域振興局長告示第46号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年8月15日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350100392	こぼんはうすさくら盛岡本宮教室	盛岡市本宮六丁目34番26号	株式会社東日本アドテック	平成29年8月1日
0351600036	こどものデイサービスなないろ	滝沢市牧野林1011番11	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	〃

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350100392	こぼんはうすさくら盛岡本宮教室	盛岡市本宮六丁目34番26号	株式会社東日本アドテック	平成29年8月1日
0351600036	こどものデイサービスなないろ	滝沢市牧野林1011番11	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	〃